

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年2月15日開催 全国地方銀行協会／

令和5年2月16日開催 第二地方銀行協会]

1. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を2024年3月までに完了するよう要請し、2021年からマネロンに焦点を当てた検査等を順次実施しているところであるが、態勢整備の期限まで残り1年となっている。
- 2024年3月までの態勢整備の参考として、指摘事項を一部紹介する。
例えば、「リスクの特定作業において洗い出されたリスク項目は実務に即した個別具体的な項目にまで細分化されているか」という項目について、リスク項目洗い出しの粒度（例えば、個人・法人に加え、実務に即して、法人であれば、業種、上場有無、公的機関か否かなど）が低いため、未達となっているなどの事例が見受けられる。
- また、マネロンガイドラインで対応が求められる事項の中には、規定の整備に係るものもあるが、こうした項目についても未達（規定の未整備）となっている金融機関が多く確認されている。
- このようなケースでは、金融機関の経営管理態勢にも課題がある可能性があるため、経営陣におかれては、自らの不備項目を再度確認の上、早急に対応を指示いただきたい。
- 改めて、経営陣におかれては、こうした事例も含め、自身の金融機関がどの水準にあるか把握した上で、残りの期間内に態勢整備が確実に完了するよう、取組を進めていただきたい。

2. サイバーセキュリティ演習の結果還元について

- 2022年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）」の結果を、先般、参加金融機関に還元した。
- 参加金融機関におかれては、演習の結果を活用して、インシデント対応

能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。ただし、今回の演習結果は、ひとつのシナリオの下での評価であって、サイバーセキュリティに対する態勢整備の状況をあまねく評価したものではない。仮に今回の演習結果が良好であっても、演習で使用したシナリオに限らず、サプライチェーンの弱点を利用した攻撃やランサムウェア攻撃、フィッシングなど、最新のサイバー攻撃の脅威の動向を想定してインシデント対応態勢を整備し、その実効性を確認するための演習・訓練を定期的に行っていただきたい。

- また、非参加金融機関に対しても、今後協会を通じて、演習を通じて認められた業態に共通する課題や良好事例をフィードバックする予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考として、演習・訓練の高度化を含め、インシデント対応態勢の強化に取り組んでいただきたい。

3. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）について

- 2023年2月8日、内閣官房において第5回「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、経済安全保障推進法の基幹インフラの事前審査制度について、

- ・ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）
- ・ 制度開始に向けたスケジュール
- ・ 対象となる業者の指定基準（案）

が公表された。

- 本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

4. 金融トラブル連絡調整協議会（第63回）

- 金融庁では、金融ADR制度の運営状況や将来的な課題について意見交換

を行う場として、学識経験者、消費者機関、金融関係の業界団体などの委員で構成される、「金融トラブル連絡調整協議会」を開催している。

- 2023年1月6日、第63回の協議会を開催したが、初めての取組として、各ADR機関だけではなく、個別の金融機関からも説明いただいた。具体的には、ADR機関を通じて金融機関に共有される情報や金融機関に直接寄せられる利用者からの苦情等を、どのように情報展開し、業務改善に向けて如何に活用しているか、について説明いただいた。
- 委員からは、金融機関に更なる取組を期待する意見があった。特に、
 - ・ 個別の苦情等の早期対応のみならず、課題を早期に発見し、経営陣にフィードバックすることや、
 - ・ 苦情の増減にこだわり過ぎることなく、苦情としては寄せられていない利用者の不満が隠れていないかにも気を払うこと

の重要性について意見があった。

- 金融庁のウェブサイトにおいて会議資料を公表しているほか、当日の様相についても公表する予定であり、参考にさせていただきたい。

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryoku/20230106.html)

- 金融庁としても、各金融機関がADR機関やお客様相談室等から寄せられる情報について適切に分析・共有し、また課題があれば改善していくことは、顧客本位の業務運営を行う上で重要と考えている。モニタリングの中でも、必要に応じて対話を行ってまいりたい。

5. FIN/SUM2023 の開催

- 金融庁では、日本経済新聞社と共催で、2016年よりフィンテック等に関する国際シンポジウム「FIN/SUM」を毎年開催している。
- 2023年のFIN/SUMは、3月28日～31日に丸ビルホールで開催する。
- Web3.0・デジタル資産やメタバース、ESGなどをテーマにフィンテックの健全な発展に向けた多面的な議論を行う予定であるほか、金融機関向けにソリューションを提供する事業者等を招聘して、地域金融機関によるDXソリューションの活用事例等に関するパネルディスカッションを行う予定で

ある。

- 過去2回の開催はコロナの影響でオンライン中心のイベントとなっていたが、今回は、様々な企業によるブース出展が行われるほか、国内外の多くのフィンテック事業者等の参加が見込まれている。ネットワーキングの場として活用すべく、ぜひ足を運んでいただきたい。

(参考) イベント概要

日時：2023年3月28日（火）～31日（金）[4日間] 9:00-18:00

※ 金融庁主催シンポジウムは29日（水）に開催

会場：丸ビルホール（オンラインでも同時配信）

主催：金融庁・日本経済新聞社

ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

チケット登録：上記ウェブサイトにて登録可能

6. 事業者支援について

- 金融機関におかれては、新型コロナウイルス感染症の長期化や世界的な物価高騰への対応等様々な課題に事業者が直面する中、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底頂くようお願いしてきたところ。
- 民間ゼロゼロ融資の返済本格化を迎える中、新型コロナウイルス感染症によって特に大きな影響を受けた宿泊業・飲食業の事業者からは、
 - ・ 2023年1月10日より開始した新たな借換保証制度について、地域金融機関の現場まで十分に浸透していない。金融機関に資金繰りを相談しても、本制度の活用について積極的な提案がなされないことがある。
 - ・ 事業を再構築しようにも、あるいは再チャレンジしようにも、過大な債務を理由に金融機関から迅速かつ十分な支援が受けられない。などの声が聞かれている。
- 金融機関におかれては、関係機関とも密に連携しつつ、
 - ・ 事業者の業況を積極的に把握し、新たな借換保証制度の活用を積極的に提案するなど、きめ細やかな資金繰り支援を徹底すること
 - ・ メイン・非メインの別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信

用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、能動的に本業支援を行うことを改めてお願いしたい。

7. 地域金融機関による REVICareer の活用について

- 「REVICareer (レビキャリア)」については、既に多くの地域銀行に人材仲介者として活用いただき感謝している。このほか、地域銀行には、大企業として自行の職員を登録する形でも活用いただくことが可能である。
- 介護等の家庭の事情で、他の地域への移住が必要となり、地域企業への転職を希望する職員もおられると伺っている。
こうした事例に加え、人材育成の観点から、職員の兼業・副業を推進する場合にも活用できるので、積極的な活用を検討いただきたい。

8. Regional Banking Summit の開催について

- 2022年に引き続き、多様なバックグラウンドを持つ方々が地域金融に係る様々なテーマについて議論する「Regional Banking Summit」を日経新聞社が主催する「地方創生フォーラム」と合同で開催する。
- 今回のパネルでは、地域活性化、金融教育、貧困対策、スタートアップ、組織活性化といった幅広いテーマを取り上げることとしており、その模様を2023年2月20日から日経チャンネルにてオンライン配信を行うので、ぜひとも視聴いただきたい。

9. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力をいただき感謝申し上げます。
政府では本年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。
- マイナンバーカードの取得率は着実に増加しているが、政府目標の達成に向け、引き続き普及促進に向けた取組が重要であると考えており、マイ

ナンバーカードの積極的な取得支援など、更なる取組に尽力いただきたい。

10. ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度の追加措置について

- G7 及びオーストラリアは、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定を確保するため、2022 年 12 月、ロシア産原油に係る当面の上限価格（プライス・キャップ）に合意。

別途措置を予定していたロシア産石油製品に対して、2023 年 2 月 4 日、当面の上限価格（1 バレル当たり）を、「高価値品」は 100 ドル、「低価値品」は 45 ドルとすることについて合意・公表した。

※高価値品：関税定率法別表第 2710.12 号、第 2710.19 号、第 2710.20 号に該当するもののうち、揮発油（ナフサを除く）、灯油及び軽油。

低価値品：高価値品に該当するもの以外。

- この合意に沿って、我が国においても、2023 年 2 月 6 日、外国為替及び外国貿易法に基づき、当該上限価格を超える価格で取引されるロシア産の石油製品の取引について、原油の取引同様、海上輸送に関連するサービス（海上保険、貿易金融、海運、通関）の提供を禁止することとされている。
- 本追加措置の対象となる金融サービス（海上保険、貿易金融）を提供しようとする場合は、関連する取引が上限価格を下回るものかどうかの確認を含め、原油に係る措置と同様に適切に対応いただきたい。
- プライス・キャップ制度の運用上の留意点を整理した「ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）の Q & A」についても、今般の措置を踏まえ改定されているので、あわせて参照いただくとともに、ご不明な点は金融庁に照会いただきたい。

（以 上）